

前田厚子議員

## 第1 標題「安心で安全な子育て環境の整備について」

### 1 回目の質問

公明党の前田あつこです。

只今、議長より許可を頂きましたので市政一般に対する質問をさせていただきます。

第1 標題「安心で安全な子育て環境の整備について」お聞きします。

少子化はコロナ禍において想定を大きく上回るスピードで進み、児童虐待・いじめ・不登校・自殺も増え、子どもを取り巻く状況は深刻です。また、子どもを持つこと自体をリスクと考える若者も増えているとお聞きします。

経済的な理由から子どもが欲しくても、妊娠・出産を躊躇する人も多いのではないのでしょうか。

こうした現状を重く受け止め、公明党は、誰もが子どもを安心して産み育てられ、十分な教育が受けられる社会づくりの為に、昨年11月に「子育て応援トータルプラン」を発表しました。

同時に昨年11月には、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室から、「物価高騰・経済再生実現の為に総合経済対策において、支援が手薄な0歳から2歳の低年齢期に焦点をあてて、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、地方自治体の創意工夫により、妊娠・出産時の関連用品の購入費助成や産前・産後ケア・一時預かり・家事支援サービス等の利用負担軽減を図る経済的支援を一体として実施する事業を創設し継続的に実施する」ことが盛り込まれました。

このことを踏まえ、閣議決定された令和4年度補正予算案において、「出産・子育て応援交付金」の予算が計上されました。

そこで、さまざまな角度から5点お聞きします。

#### 1 点目

政府は、2022年4月以降に出産した人を対象に妊娠期から出産・子育てまで一貫した「伴走型相談支援」と「出産子育て応援給付金」の一体的な事業を開始しました。本市でも出産・子育て応援給付金として事業が開始されています。妊娠届出をされた妊婦さんに5万円が支給。そして出生した新生児1人当たり5万円となっていますが、多胎児の場合は人数にあわせて頂けると考えて宜しいのでしょうか。また、流産・死産と

いう場合には、どのように考えていますか。本来なら、このような不慮な事態の時にこそ、寄り添い経済的な支援も必要かと思いますが本市ではどのような支援を考えているのか、お聞かせください。

## 2点目

さまざまな理由で小さく生まれた低出生体重児の悩みを聞いた事がありますか。

手の平に乗るほど小さな体で生まれてきた赤ちゃんを育てるお母さん達を少しでも応援したいと、自治体で「リトルベビーハンドブック」というものが作られています。それは、子どもの成長をつづる母子健康手帳では、我が子の成長を書き留められないと低出生体重児を出産した母親らが考案し 2011 年に静岡県で誕生しました。現在作成している自治体は 25 道府県に達するそうです。既存の母子健康手帳の成長曲線は、体重 1000 g 身長 40 cm からスタートします。小さく生まれた赤ちゃんは、記入するところがありません。又、月例に応じた発育状況も「はい・いいえ」の 2 択なので、成長が遅いため、ずっと「いいえ」しか丸がつけられないと我が子の成長に不安を感じるとの事です。

一方、母子健康手帳と併用した「リトルベビーハンドブック」は、成長記録も体重 0 g から書き込めるようになっていました。又発育状況も書き込むことによって子どもの成長を刻んでいけることが喜びとの事です。地元の相談機関の連絡先も記入されています。その他にも、同じ体験をしたお母さんからのメッセージも添えられています。今後、同じ想いをする人の励みにもなると思いますので「リトルベビーハンドブック」を本市でも作成して頂きたいと希望しますが、市ではどのようにお考えか、お聞かせください。

## 3点目

「産後ケア」についてお聞きします。

出産後の母親が、精神的に不安定になる産後うつを予防する為、私は産婦健診費用の助成を要望し平成 30 年 4 月から実施して頂いております。

また、アンケートなどの聞き取りでお産を終えた母親に今一番必要とされているのは、訪問による家事・育児支援といわれています。

現在、市では、研修を受けた地域の子育て経験者がボランティアとして子育て家庭を訪問して傾聴や親と一緒に家事や育児などを行い妊娠期から子育て期までを支援する「ホームスタート」をしています。

周囲からの育児協力を得られなかったり、母親自身が一人で悩んでいたりと閉じこもっていたりする場合もあり、この支援はまさに母親の求めている支援だと思います。そして、これから最も重要なのがホームスタートのスタッフの充実だと思っています。その為にも、ホームスタートのスタッフを積極的に養成していくべきだと思いますが、どのようにお考えですか。

又、もっともっと、市でも支援の存在をアピールしていただき、支援が必要な人達に届くような方法を考えてほしいと思いますが、市の考えをお聞かせください。

#### 4 点目

プレコンセプションケアの推進についてお聞きします。

学童期・思春期に医学的に妊娠・出産に適した年齢、計画的な妊娠、葉酸の摂取、男女の不妊、性感染症の予防など、妊娠の計画の有無にかかわらず、早い段階から妊娠・出産の知識を持ち、自分の身体への健康意識を高めることに関する取り組みを推進します。これをプレコンセプションケアと呼びます。

今までタブーとされていたことですが、先日、性教育アドバイザーという資格を持った女性にお話を聞く機会がありました。山梨県でもまだお一人とのことでした。

彼女が伝えたいことは、一番に命の大切さ、そして人はそれぞれ違うという事です。現代のように情報に溢れた社会で、幼い子ども達が、正しい知識をもたず、結果的に性の被害者や加害者にならないようにするために活動をしているそうです。

まずは、子どもと直接関わる職業の方やご父兄に研修を受けることをお勧めしたいのですが、教育委員会では、どのようにお考えになるかお聞かせください。

#### 5 点目

「こども家庭センター」の設置と本市の取組についてお聞きします。

児童福祉法等の一部改正に伴い、虐待や貧困などの問題を抱えた子どもや保護者を支援する「子ども家庭総合支援拠点」と、妊産婦や乳幼児の保護者を支援する「子育て支援包括支援センター」とが一体化され、2024 年 4 月を目途に、「こども家庭センター」が各自治体に設置される運びとなりました。

現在、本市では、それぞれの支援について、所管する部署が子育て支援課と健康長寿課との 2 つに分かれておりますが、「こども家庭センター」の設置を見据え、本年 4 月に 1 つの部署に集約し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもを支援する体制になる予定だとお聞きしました。これらの早期の取組に対して、非常に感謝しております。

また、これに伴い、子育て支援センター内の工事を開始されるとも伺いましたが、ハード面とソフト面の両面において、具体的にどのような取組を予定されているのか、お聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

## 1回目の市長答弁

前田厚子議員の安心で安全な子育て環境の整備についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の出産・子育て応援給付金についてであります。妊娠期から出産・子育て期までの経済的負担を軽減し、全ての妊婦と子育て世帯が安心して出産や子育てを行えるよう、妊娠届出を行った妊婦に出産応援給付金として妊婦1人当たり5万円を、産まれた子どもを養育する方に子育て応援給付金として新生児1人当たり5万円を支給するものであり、二人以上の子どもを同時に出産した場合には、妊娠届出の際に出産応援給付金を5万円、子育て応援給付金は、新生児の人数に応じて給付いたします。

また、胎児が流産や死産となった場合の支援についてであります。妊娠届出後に流産や死産となった場合は、出産応援給付金の対象とはなりません。なお、胎児が流産や死産となられた方への支援は、経済面の支援ではなく、まずは心身の状況を踏まえた支援が必要と考えております。現在、本市においても流産や死産に関する相談体制はあるものの、非常にデリケートな内容であることから、積極的な関わりが難しい状況であります。そのため、今後は新たに始まる伴走型相談支援のなかで、産前産後ケアや産婦健康診査の対象であることを改めて周知し、流産や死産となられた方とその御家族に寄り添い、相談に応じるなどの支援を強化してまいります。

次に、2点目のリトルベビーハンドブックの本市での作成についてであります。このリトルベビーハンドブックについては、低出生体重児の成長の記録を書き込むことができ、相談機関の連絡先、同じ体験をされた方からのメッセージなど幅広い内容が記載されております。なお、本市では既に山梨県が作成したリトルベビーハンドブックを必要とする御家族に配布しておりますので、本市独自での作成は考えておりません。

次に、3点目の産後ケアについてであります。本市は子育てしたいまちナンバー1を目指し、子育て支援の拠点として平成29年1月に子育て支援センターを開所しました。本市の子育て支援センターは、児童館機能を兼ね備えた子どもと親子が集える施設であり、県内初の日帰り型産前産後ケアルームを備え、現在でも、県内で唯一、市町村主体の母子デイケアが実施できる施設でもあります。

施設内には、複数の助産師、保健師や看護師が常駐し、妊産婦等の育児不安の解消や児童虐待の予防につなげるなど、御利用になる多くの方々から大変好評価を得ております。

前田議員御質問の産前産後ケアにおける支援の一環であります。本市のホームスタート事業は、平成28年度からNPO法人子育てふぁんはうすふわつとに委託し、実施しております。現在、山梨県内で、この事業を実施しているのは、本市を含め3市のみであり、郡内地域では本市のみであります。また、本事業は、研修を受けた子育て経験者がボランティアとして、家庭訪問型の子育て支援を行うものであり、不安を抱えやすい妊産婦にも大変心強い支援であります。

なお、ホームスタート事業の開始当初は、ボランティアの登録数は9人でしたが、ボランティア養成講座を定期的で開催しており、利用者の要望や事業者の努力によるもののほか、子育て世帯の力になりたいという地域の方の関心や意識の高まりもあり、現在は22人に増加しております。

今後におきましても、引き続き、人材の育成、確保に努めてまいります。

次に、本市のホームスタート事業を含む産後ケアの周知についてであります。利用対象者となる妊産婦や子育て家庭に対し、現在、妊娠や出生の届出時、乳児家庭全戸訪問時にリーフレットをお渡しし、職員が寄り添いながら丁寧に説明を行っております。また、乳幼児健診の際にも、支援が必要な方には積極的な利用を勧めております。さらには、いつでも情報が得られるよう、広報紙やホームページはもちろんのこと、電子母子手帳アプリ「ふじよしだっこ」や市の公式ラインである「富士吉田市子育てLINE」においても周知しております。

次に、4点目のプレコンセプションケアの推進についてであります。後ほど、教育長をして答弁いたさせます。

次に、5点目のこども家庭センターの設置と本市の取組についてであります。市町村には、「子育て世代包括支援センター」と、「子ども家庭総合支援拠点」がそれぞれ

れ設置されていますが、国は、現在、二つに分かれている支援機関を一本化し、妊産婦、子育て世帯や子どもを、誰ひとり取り残すことがないように、子育て世帯を包括的に支援する「こども家庭センター」を、令和6年4月から全国の市町村へ設置することとしております。

本市におきましては、国に先行して、一人一人の子どもや家庭にあった支援を、早期に実現し、確実に届けるため、本年4月より、子育て支援センター内へ「こども家庭センター」の仕組みとなる母子保健と児童福祉の一体的相談支援体制を整備することといたしました。この整備の一環として、現在、子育て支援センターの施設改修を進めております。

また、ソフト面においては、全ての妊産婦や子どもと家庭に対し、一体的な相談支援が行えるよう、保健師、助産師、看護師、社会福祉士など、様々な資格を持った専門職を配置する予定であります。

なお、具体的な支援方法は、児童虐待、子どもの貧困、若年妊娠やヤングケアラーなど支援を要する子どもや妊産婦等へのサポートプランを作成し、これをもとに、関係機関と連携を密にして、訪問による家事支援や、子どもが家庭や学校以外で安心して過ごせる居場所づくりなど、一人一人に必要な支援を確実に実施できるよう取り組んでまいります。

以上、答弁いたします。

### 【教育長答弁】

前田厚子議員のプレコンセプションケアの推進についての御質問にお答えいたします。

現在、プレコンセプションケアの体制整備については、厚生労働省や文部科学省などにおいて、議論・研究を重ねている最中であると認識しております。

今後、国から指針等が示された際には、適切に対応してまいります。

なお、このこととは別に、教育委員会としては、命の大切さやLGBTQ教育などについては、既に教職員やPTAに対して研修等を実施しているところであります。

以上、答弁いたします。

## 2回目の質問

第1 標題 「安心で安全な子育て環境の整備について」 2 回目の質問をします。

ホームスタートのスタッフの方や保育士の方など、子育ての専門の方々から、妊娠期から子育て期までを支援する中では、特に妊婦さんに対してのケアが必要であること。また、出産後にうつ症状が出やすいのが、9ヶ月が経過した頃に多発していると伺いました。

その為に、短期あるいは長期にわたり妊産婦に寄り添う支援が必要であり大事なことでと仰っていました。

そんな時、本市で進めている、子ども家庭センターの設置には、おおいに期待が持てます。

子育ての中で、特に重要なのが相談支援だと思います。その為に、保健師、助産師、看護師、社会福祉士等、様々な資格を持った専門職の方々を配置される予定とのこと。是非、実現して頂きたいと願います。

また、今や大きな社会問題になっているヤングケアラーや若年妊娠・児童虐待・子どもの貧困などの支援について、子ども家庭センターへの期待は、大変に大きいと思います。

また、この中で仰っている関係機関との連携を密にして訪問による家事支援や子どもが家庭や学校以外で安心して過ごせる居場所づくりに取り組むとあります。

そこで、家庭訪問型支援のホームスタートの存在は、大きいと思います。支援すべき人が、ドアの外に出てきてくれる人なのか、あるいは、相談したくても、ドアを開けることも出来ない人なのか、今、ホームスタートはまさにここに焦点をあてボランティアでその活動をしています。

平成28年度にこの事業を立ち上げることを聞き、私もスタッフの一員になりたいと、講習を受けたのですが、全課程を一つも欠ける事無く受講することが必須でしたので、叶いませんでした。その後、ホームスタートの仕事にはいつも関心を寄せ見てきました。ボランティアの登録者数が22名とのご答弁ですが、本人の高齢化やご家族の介護などでやむを得ず活動できなくなっている人もいるようです。今、実際に活動出来る人の数を把握していますか。

もっとスタッフが増えるように市として出来る様々な支援を拡大するべきだと、私は心から感じていますが、市では、どのようにお考えですか。

また、職員はもとよりボランティアの方が、たくさん子育てに応援して下さる街は本当に理想ではないでしょうか。

特に希望する方の多い家事支援に対して、有償ボランティアの制度を設けることなども考えて頂きたいと思いますが、市ではどのようにお考えですか。

一人一人に必要な支援を実施する為に、何をすべきか現場の声をこれからも聞いて施策に繋げて頂きたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

## 2回目の市長答弁

前田議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、ホームスタート事業において、実際にボランティアとして活動できる人数についてであります。前田議員御発言のとおり、高齢化や御家族の介護、また、御自身の事情などにより、活動が難しくなった方もおり、現在実際に活動ができる方は11人です。ただし、現時点においては、サービスの質が低下することなく、利用者のニーズに応えられている状況であると認識しております。

次に、支援の拡大についてであります。本市といたしましても、ホームスタート事業は、大変重要な子育て支援施策の一つであると考えているため、今後も、活発に支援活動ができるよう、ボランティア養成講座の受講案内については、引き続き、広報紙やホームページにおいて周知するとともに、今後は、富士吉田市子育てLINEの活用や民生委員、主任児童委員等の会議などで案内をまいります。

次に、有償ボランティア制度についてであります。家事支援につきましては、ホームスタート事業とは別に、新たな事業として実施を検討しているところであります。また、そのスタッフにつきましては、有償での依頼を考えております。

今後におきましても市民の皆様の声に耳を傾け、必要な時に、必要な支援を提供できるよう努め、多くの市民ボランティアの方々が、子育てを応援して下さる、子育てしたいまちナンバー1を目指してまいります。

以上、答弁いたします。

## 第2 標題「子どもの歯科矯正治療への助成について」

### 1 回目の質問

第2 標題「子どもの歯科矯正治療への助成について」お聞きします。

国では少子化問題を解決するため、安全な子育て環境の整備を推進するため、子どもや保護者の心身の健康を保つ事は、私たちの願いです。

そこで、お聞きしたいのは、子どもの歯並びやかみ合わせに異常がある不正咬合の矯正歯科治療の助成についてです。

この治療には一部を除き健康保険が適用されず、費用が大変に高額になるため、その必要性を指摘されても、治療に踏み切れずにいるご家庭が多いとお聞きしました。

発育期における適切な歯科矯正は、顔の骨格や身体の健康を良好な状態にするだけでなく、精神的な安定や生活習慣の改善にも効果があるとされています。更には、特に子どもにおける不正咬合については、健康な歯の維持と共に脳の発達にも大きな影響を与えられています。

不正咬合で健康保険が適用されるのは、先天性疾患が原因である場合のごく一部です。その他は検査、治療に保険で10万から100万円程度かかるといわれています。不正咬合と遺伝の関係性は、はっきりしませんが、顔の形など兄弟で似ることは多く、私の知り合いでも子どもさんが3人矯正治療をして3人でおおよそ300万かかったと話していました。また、別の知り合いの方も2人のお子さんの治療中で、高額な治療費を嘆いていました。

不正咬合は、虫歯や歯周病の原因ともなると言われています。しかし、虫歯治療には保険が適用されるのにその原因ともなる不正咬合には何ら公的な救済策がないのは、どうしたものでしょうか。

こどもの成長過程で、必要な治療にもかかわらず、あまりに高額な為、経済的に厳しいご家庭では、治療を断念しているという状況をどのように見ますか、お聞かせください。

この不正咬合は成長によって治療費も高くなると言われています。父兄からは、「少しでも早く発見できれば、治療費が高額にならずにすむので、小中学校で実施している学校検診で、不正咬合の早期発見をしていただきたい。」との要望を聞きました。実際には、今、小中学校には、不正咬合と指摘された子どもはどのくらいいらっしゃいますか。

子どもの歯科矯正における保険適用または、歯科矯正に対する保険適用基準の見直しは、国の所管ですが、市独自の助成について考えて頂けないでしょうか。市の考えをお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

## 1回目の市長答弁

子どもの歯科矯正治療への助成についての御質問にお答えいたします。

まず、子どもの不正咬合に対する治療を、経済的な問題で断念している御家庭の状況をどのように考えているのかについてであります。健康保険が適用される歯科矯正治療については、厚生労働大臣が定める、61の疾病に起因する咬合異常に対する治療や顎変形症の手術前後の治療などに限られております。

また、現在の健康保険制度は、病気になってから適用される「健康保険」であり、病気の予防には適用されません。不正咬合については、歯並びが悪く、正しく噛み合わない状態でなければ病気ではないという考え方であり、これらのことから歯並びが悪いなど、単に外観を改善するための矯正治療は健康保険の適用外になるものと認識しております。

前田議員御質問の治療を断念している御家庭のお子様が、どのような症状であり、どのような治療が必要であるのかなど詳細がわからないことから、これに対する見解につきましては、一概に判断しかねるものでございます。

次に、小中学校での歯科検診により不正咬合と指摘された子どもの数についてであります。本年度、小中学校で実施した歯科検診において、学校医が確認した不正咬合のうち、経過観察が必要な児童生徒は480人、歯科医の受診が必要な児童生徒は127人であり、不正咬合と指摘された児童生徒の割合は、全児童生徒3,325人のうち、約18パーセントとなります。

次に、子どもの歯科矯正に対する本市独自の助成についてであります。治療と予防の区別が不明確であり、国や専門機関による統一された基準を導くための調査研究が必要であることから、現時点では、本市独自の歯科矯正に対する助成については考えておりません。

以上、答弁いたします。

## 2回目の質問

第2 標題「子どもの歯科矯正治療への助成について」2 回目の質問をします。

小中学校で歯科検診により不正咬合と指摘されたお子さんの数が全児童生徒 3,325 人のうち、経過観察が必要な児童生徒が 480 人、歯科医の受診が、必要な児童生徒は 127 人と全体の約 18%もいるのに大変驚きました。

今のお子さんは、私たちが育った時代と違い、小さなお子さんも大変に容姿を気にし、いろいろな事に敏感だと思います。

お金のことは解らないので、「誰々ちゃんも治しているよ。私もやりたい」と簡単に言うそうです。

教育費もかかるなか、治療費も 30 万円から 100 万円かかるとなると、ご父兄はどう判断するか、予想がつくところです。

しかし、肝心なお子さんが、矯正治療を望んだ時、ご父兄は、どのような対応をするのが良いのか。そんな時に、どこかに相談することは出来ますか。

ご父兄からは、歯の不正咬合について、早い段階で金銭的な事も含め詳細を説明していただきたいと要望していますが、いかがでしょうか。

また、成長するに従い、治療費が高額になるようですので、出来るだけ早い段階で、歯が生える前の乳幼児検診で、舌の筋力のチェックをすることは、可能でしょうか。

この舌の筋力を鍛えることも、予防の一つになるようです。

子ども達の未来を考えた時、国では病気ではないからと、保険の適応外との判断は納得いかないところでもあります。治療をしないまま、成長して、ことばに影響が出て、それがいじめなどの対象になったり、心の傷になることも多いようです。病気ではなく、子育て支援の一環として市独自の助成について再度考えて頂けないでしょうか。

以上で2 回目の質問を終わります。

## 2回目の市長答弁

前田議員の2 回目の御質問にお答えします。

まず、子どもが歯科矯正を望んだときに保護者がどこに相談すればよいかについて、また、早い段階での不正咬合に関する詳細な説明についてであります。治療の内容や費用については、まずは矯正歯科医に相談していただくこととなります。そのなか

で、治療の時期や期間、費用について説明があるものと認識しております。その上で、医療保険適用分の助成金に関する相談等については、子育て支援課で対応いたします。

次に、歯が生える前の乳幼児健診における舌の筋力のチェックにつきましては、検査方法が確立されていないことから、一般的には行われておりませんが、本市では離乳食教室等において、口や唇の動きを発達させるために、乳幼児期に顎や舌をしっかり動かすこと、食事をとる際の姿勢が大切であることなどを指導しております。

次に、子どもの歯科矯正に対する本市独自の助成についてであります。先ほど答弁申し上げましたとおり、子どもの歯科矯正は治療と予防の区別が不明確であり、国や専門機関による統一された基準を導くための調査研究が必要であることから、現時点では、本市独自の歯科矯正に対する助成については考えておりません。

以上、答弁いたします。

#### 「締め言葉」

今回は、公明党が推進している「子育て応援トータルプラン」の支援策のいくつかを質問をさせて頂きました。

「子どもの幸せ 最優先社会へ」の実現を目指します。